

企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン概要

ガイドライン策定の目的

- ◆ 企業・団体・個人（以下「企業等」という。）からの資金提供状況に係る透明性の確保と高い倫理性の担保
- ◆ 適正な産学官連携活動の推進及び利益相反問題の解決に向けて意欲的に取り組む
- ◆ 国立大学附属病院と企業等との資金提供状況を広く社会に公表

対応

国立大学附属病院

平成26年3月に策定した「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」により公表

資金提供

企業等

「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」により公表

内容

ガイドラインの対象

- 国立大学附属病院で活動している全職員
- 資金提供した全ての企業・団体・個人

公表内容及び資金受入状況等の把握方法

- **受託研究・共同研究・受託事業等**
【公表内容】それぞれの総件数及び総額
【把握方法】財務諸表のデータを活用
- **奨学寄附金・現物寄附**
【公表内容】診療科単位でそれぞれの総件数及び総額
【把握方法】財務諸表のデータを活用
- **講師謝金、原稿執筆料・監修料、コンサルティング等業務委託費**
【公表内容】診療科単位でそれぞれの総件数及び総額
【把握方法】兼業の届出、贈与等報告、その他各附属病院において適切な把握方法を設定
- **その他(接遇等費用)**
【公表内容】総額
【把握方法】贈与等報告、その他各附属病院において適切な把握方法を設定

公表期間・公表時期

- 平成26年9月に、平成26年度分のうち公表可能なデータを、ガイドラインの考え方を踏まえて暫定公表。平成26年度以降は、当該年度分を翌年度決算確定（文部科学大臣承認）後に公表。

国立大学附属病院がガイドライン及び関係する各種指針等を積極的かつ有効に活用

- 附属病院と企業等との透明性の向上
- 医学研究の質と研究開発の成果の促進
- 国民及び社会の更なる理解・信頼を獲得